

# 会 議 録

## 1 会議名

令和3年度 上越市入札監視委員会 第2回会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

## 3 開催日時

令和3年8月25日（水）午後1時30分から午後3時20分まで

## 4 開催場所

上越文化会館 4階 大会議室

## 5 傍聴人の数

3人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、岩井文弘、上原みゆき

・事務局

上越市：平野契約検査課長、鋤柄副課長、石野係長、荒川係長、春日主任

ガス水道局：山田総務課長、新部副課長、城川係長、近藤主任、小林主任

（審議案件担当課等）

スポーツ推進課：坂下主任

建築住宅課営繕室：鈴木係長、小堺主任

教育総務課：力久係長

施設経営管理室：青柳副室長、丸山主事

用地管財課：塚田副課長、草間主任、町田主任

下水道建設課：杉田係長、玉木主任

健康づくり推進課新型コロナウイルスワクチン接種事務室：市川主任

財政課：松澤係長、榮主任

ガス水道局施設整備課：藤井主任

ガス水道局維持管理課：澤田係長、草間主査

## 8 発言の内容

### 【開会】

平野課長： それでは定刻となりましたので、これから始めさせていただきたいと思  
います。

本日は、お盆明けの何かとご多用の中、お集まりいただきまして誠にあ  
りがとうございます。

本日の進行は、契約検査課の平野が務めさせていただきます。

未だ、新型コロナウイルス感染症につきましては、先が見えない中、新  
潟県においても7月16日に警報が発令され、また、8月20日には県内3  
市に特別警報が発令されているところでございます。

一方、市の入札及び契約手続きにおける客観性及び透明性の向上並びに  
公正性の確保を図ることも重要な入札監視委員会の所掌事項でございま  
すので、このような状況下ではございますが、皆様にお集まりをいただ  
いたところでございます。

今回も前回の委員会同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、途  
中で換気を行いながらご審議をお願いしたいと考えておりますので、よ  
ろしくお願いいたします。

また、市では、地球温暖化の対策としていたしまして、10月31日まで  
の間、上着やネクタイ等を着用しない夏季の軽装運動をしております。軽  
装での会議となりますが、ご理解をお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

平野課長： それでは、会の開催の前に資料の確認をお願いいたします。事前に配布  
いたしました資料として、次第、資料1-1発注状況総括表市発注分、資料  
1-2発注状況総括表ガス水道局発注分、資料2指名停止措置状況の報告、  
資料3抽出案件の概要No.1からNo.10、当日の配布資料といたしまして、委  
員名簿、座席表であります。よろしいでしょうか。

続きまして、会議の出席委員数についてですが、本日の出席委員は6名  
で、全委員から出席いただいておりますので、上越市入札監視委員会設置  
要綱第7条第2項の規定により、開会の要件である半数以上に達している  
ことをご報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和3年度第2回会議を始め  
させていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進  
するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴し  
ていただけるようにしておりますので、あらかじめご了解いただきたいと  
存じます。

また、傍聴される皆様におかれては、会議中のご清聴について、ご理解  
とご協力をお願いいたします。

始めに、今本委員長からご挨拶をいただいた後、入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは、本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。オリンピックは終わりましたが、新型コロナウイルスの感染が拡大していて、実は大学の方でも感染が若干広がっておりまして、身近なところでも感染者が出てきたということで、今後一層気を引き締めなければならないと覚悟しているところです。委員の方々におかれましても、引き続き健康には気を付けていただき、何とか感染しないように心掛けていただければと思っております。

このような中ではありますが、この会議は、入札について監視する重要な会議であります。前回の会議では、時間が伸びてしまいましたが、定刻で終わるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【報告】

##### (1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めていきたいと思っております。報告の(1)発注状況についてのうち、市発注分について、事務局から説明をお願いします。

(市発注)

平野課長： 資料1-1に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 続きまして、発注状況についてのうち、ガス水道局発注分について、事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

山田課長： 資料1-2に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

##### (2) 指名停止措置状況について

今本委員長： 続きまして、(2)指名停止措置状況について、事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 資料2に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

岩井委員： 確認ですが、上越市が指名停止措置を行う場合は、基本的には登録業者に対してということでしょうか。森松工業は岐阜県、イワコンハウス新潟は新潟市、猪又建設は糸魚川市、かなり広域に渡っていますが、上越市が指名停止措置を行う場合は、上越市の登録業者に対して行うことになるのでしょうか。

鋤柄副課長： そのとおりです。いずれの業者も、当市に入札参加資格申請をしていただきまして、現在登録のある業者となっております。

岩井委員： 現在取引がある、過去に取引があった、ずっと取引がないに関わらず、登録してある業者に対してということですね。

鋤柄副課長： そのとおりです。取引があるないに関わらず、名簿登録していただいている業者に関しては、指名停止措置の対象となっております。今回のような法令違反や不正行為に関しては、地域性を設けておらず、市内の業者でなくても登録いただいている業者が対象になりますので、このような形で指名停止措置を取らせていただきました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

私の方から一点よろしいでしょうか。猪又建設に対する指名停止措置ですが、県では、3箇月の指名停止ということですが、県における1回目の指名停止は、どのような理由からでしょうか。ご存じでしたら教えてください。

鋤柄副課長： 県における指名停止については、糸魚川市内での工事になりまして、工事関係者の負傷事故ということで、労働安全衛生法違反ということで指名停止となっております。

今本委員長： 1回目の指名停止理由は談合ではなかった、公契約関係競売入札妨害ではなかったということですね。

鋤柄副課長： そのとおりです。

今本委員長： ありがとうございます。ほかに何かありましたらお願いします。

岩井委員： この入札監視委員会でありますけれども、例えば、糸魚川市の猪又建設の問題は、新聞やテレビで随分報道されておりました。そのほかにも、新潟県内では長岡市や佐渡市でもこういう問題は起きておりますけど、こういう事件が起きた時には、私たち入札監視委員会も責任をある程度負うものではないでしょうか。

鋤柄副課長： その場合は、入札監視委員会が責任を負うことはございません。

平野課長： 今ほど、入札監視委員会が責任を負うことはないとお答えさせていただきました。おそらくそうだと思います。

糸魚川市の場合は、官製談合ということがあったとしても、私どもとしては、不正がないようにということで様々な取組をしておりますが、その

中の透明性の確保、市民の方々に知ってもらおうということで、取り組んでいる最たるものが、この入札監視委員会でごさいます、この中で皆様方には、今ほど説明したように指名停止措置の概要を示すほか、審議案件を10件ほど抽出いただいて、指名選定の考え方や要件、入札結果についてご審議をいただいているわけです。そういうわけで、仮に不正が起こったとしても、審議が甘かったのではないかとか、委員はどうなのかというような話にはおそろくならないだろうと思っておりますし、明確な責任というものはないのではないかと考えているところであります。正確にはそこまで確認したことはないのですが、おそらくそうではないかなということでお答えさせていただきました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、続きまして審議に移ります。審議の途中で1回休憩を入れさせていただきますだけだと思います。休憩は、案件No.4の審議終了後ぐらいに入れさせていただきますだけだと思います。

## 【審議】

### (1) 抽出案件の審議について

今本委員長： それでは次第の3審議に移ります。

今回の審議案件は、池田委員から10件選んでいただきました。池田委員におかれましては、お忙しいところ抽出していただきましてありがとうございます。抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、池田委員の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、これまでと同様、各案件について、事務局が概要説明を行った後、委員の皆様からご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいから、回答をお願いします。

案件審議の順番については、No.1から順に審議してまいりたいと思います。

それではまず、No.1の案件は、上越市総合体育館等大規模改修工事ですが、金額が大きく重要性が高いためとの理由で抽出いただきました。

それでは、事務局の説明を求めます。鋤柄副課長お願いいたします。

#### 《No.1 上越市総合体育館等大規模改修工事》

鋤柄副課長： 1件目の案件は、「上越市総合体育館等大規模改修工事」です。工事場所は、木田1丁目地内市役所南側にある上越市総合体育館と勤労身体障害者体育館になります。工期は、令和3年6月21日から令和4年2月28日ま

での 253 日間です。こちらの建物については、供用開始が昭和 54 年 10 月となっており、築 40 年以上経過し、老朽化も進んでいることから、老朽部分を回復して建物の長寿命化を図るための工事となっております。工事の対象となる建物は、総合体育館と勤労身体障害者、この 2 つの建物を繋ぐ渡り廊下となっております。主な工事内容は、両体育館と渡り廊下の屋上防水約 3,300 m<sup>2</sup>、外壁約 4,100 m<sup>2</sup>、建具の外部改修や内装劣化部分の改修を行うほか、構内の舗装や植栽を改修します。このほか、総合体育館については、トイレ改修とエレベーター更新を行います。予定価格は、4 億 3,228 万円、税込みで約 4 億 7,550 万円と、建築工事で 1 億円以上の工事となることから、上越市共同企業体運用基準により、3 社以内の自主結成による特定共同企業体による施工としました。共同企業体代表者の資格要件は、市内本社の建築 A ランク業者であること、構成員については、3 社による共同企業体の場合は市内本社の建築 A ランク業者 2 社又は市内本社の建築 A ランク業者 1 者と B ランク業者 1 者の計 2 社のいずれか、また、2 社による共同企業体の場合は、市内本社の建築 A ランク業者 1 者としました。入札結果については、田中・大島・田辺共同企業体が、4 億 2,800 万円で落札しており、落札率は 99.01%という結果となりました。池田委員からは、金額が大きく重要性が高いためということで抽出していただいておりますので、工事を施工する理由と契約の概要等について説明させていただきました。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： 一番金額が大きかったので、概要を聞きたいと思い、抽出しました。

今本委員長： ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

小林委員： 予定価格と制限価格、最低のギリギリのラインだと思うのですが、この幅がかなり大きいように思います。どのような理由から予定価格と制限価格の幅がここまで大きくなったのでしょうか。

平野課長： ご質問は、予定価格と制限価格の差が大きいのではないかということでございますが、金額は記載のとおり、予定価格については約 4 億 3 千万円、制限価格については約 3 億 9 千万円ということで、価格自体は、予定価格が 4 億と大きいので、金額の差があるように見えますが、率で申し上げますと 91.83%ということで、通常の土木工事ですと 80%台の制限価格の設定というものもあります。したがって、金額的には差があるとしても率的にはそう大きなものではないということでございます。

建築工事の場合ですが、土木工事も一緒ですが、制限価格を設定するに当たりましては、当市のホームページで公表しておりますが、一定の計算式によって計算しているものでございます。

小林副委員長： 分かりました。ありがとうございました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

私から一点よろしいでしょうか。制限価格について、今回は、91.83%ということで、80%の時もあるとのことですが、何か基準があるのでしょうか。

平野課長： 今ほどもお答えさせていただいたのですか、制限価格の設定につきましては、計算式がありまして、ホームページでも公表しております。具体的には、建築工事、土木工事などの積算基準があつて、その中には経費分類がされています。大きく4つに分かれておりまして、材料費や人件費などの直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分類されております。それぞれの経費ごとに一定の率を掛けて出てきたものが、最低制限価格になります。直接工事費、共通仮設費については100%、現場管理費については80%、一般管理費については30%、この計算により積み上げたものが最低制限価格になります。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければNo.1の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.2の案件に移ります。No.2 水族博物館イルカプール・ふれんどプール日除け設置工事は、随意契約が選択された理由を確認したいとの理由で抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

#### 《No.2 水族博物館イルカプール・ふれんどプール日除け設置工事》

鋤柄副課長： 2件目の案件は、水族博物館イルカプール・ふれんどプール日除け設置工事です。工事場所は、五智2丁目地内にある水族博物館うみがたりになります。工期は、令和3年5月18日から令和3年10月31日までの167日間です。主な工事内容は、イルカプール、ふれんどプール上部の大庇それぞれに日除けを設置する工事で、予定価格は2,400万円、税込みで2,640万円となります。契約方法は、随意契約となっております。池田委員からは、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出していただいておりますが、その理由につきましては、水族博物館が建築的に特殊な施設であり、大庇についても複雑かつ特殊な構造を有していることから、適切な施工を行うためにはその構造を熟知している必要があり、このことが、上越市財務規則第135条第3項第2号の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするときと認められることから、建設時の共同企業体、大成・田中・高館JVの代表者であり、大庇の施工を担当していた大成建設(株)との随意契約といたしました。

今本委員長： ありがとうございました。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： これは特殊な工事ということですが、大成建設 1 者だけの契約といたしますか、JV の構成員として水族博物館の建設に携わった業者のみということでしょうか。

鋤柄副課長： そのとおりです。今ほども申し上げましたが、大庇の施工を担当していたのが大成建設でしたので、JV の他の 2 社ではなく、大成建設との一者随契とさせていただきます。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私から一点よろしいでしょうか。予定価格の設定に当たっての参考見積りは、1 者しか取っていないという理解でいいのでしょうか。

鋤柄副課長： 随意契約となりますので、大成建設 1 者から見積りをいただきまして、予定価格を設定しております。

今本委員長： 予定価格と同じ価格なので、若干、引っかかるような気がしますが、水族博物館は、建築的に特殊な施設であるということで、ようするに屋根もそれに沿った形にしなければいけないということがあったということなのでしょうか。

建築住宅課営繕室 今ほどの件の特殊性について説明いたします。大庇の部分ですが、鉄骨

小堺主任： 造で構成されています。一般的な鉄骨造については、上から見た際に真っすぐ直交する形で構成されるものなのですが、水族博物館に関して言いますと、直交にさらに斜め方向にもう一方向入るなど鉄骨が流れています。また、一般的な形状では、断面が I 型のものよく使われるのですが、水族博物館については、四角のもので構成されています。このように一般的な方法でなかったこと、また、場所によって寸法が全て異なるサイズを使っていることもありまして、鉄骨を製作した時の情報がないと施工が難しいようなところ、斜めのところに新たな鉄骨を架けるということがありましたので、このような観点から、かなり特殊性があると判断しています。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ No.2 の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.3 の案件に移ります。No.3 うみてらす名立健康交流館・地場物産館冷却塔更新工事は、落札率が低いのはなぜかとの理由で抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

#### 《No.3 うみてらす名立健康交流館・地場物産館冷却塔更新工事》

鋤柄副課長： 3 件目の案件は、うみてらす名立健康交流館・地場物産館冷却塔更新工事です。工事場所は、名立区名立大町にあります、うみてらす名立になります。工期は、令和 3 年 6 月 21 日から令和 3 年 12 月 17 日までの 180 日間

です。主な工事内容は、施設の冷却塔を更新するための機械設備、配管設備などの工事で、予定価格は1,329万6,000円、税込みで約1,460万円と2,000万円未満の工事なので、契約方法は指名競争入札になります。入札結果については、(株)高菱が落札額580万円、落札率43.62%で落札決定しております。池田委員からは、落札率が低いのはなぜかということで抽出していただいております。今回のような低価格となった場合、工事の品質保持に疑問が生じますし、契約の内容に適した履行がなされないことが懸念されます。そのため、応札額が予定価格の85%未満の場合は低価格入札調査を行い、間違いなく履行できるかなどを確認したうえで、落札を決定しています。本工事の場合も応札額が予定価格の85%未満の43.62%となりましたので、低価格入札調査を行いました。調査で、業者から提出された積算内訳書を基に、仕様内容に誤解がないか、提示された価格に誤りはないか、無理な経費圧縮を行っていないかなどの聞き取りを行いました。いずれも不適切なところは確認されませんでした。低価格となった理由については、企業努力により諸経費等を低減していること、メーカーの協力もあり機器を安く仕入れることができたこと、他工事との調整によりクレーン車等の経費を抑えることができたこと、また、現在抱えている仕事が少ないこともあり、この入札に積極的に臨んだことでした。調査では、当該業者は元施工業者でもあるため、現場を熟知していることも確認しています。なお、本工事の工期は令和3年12月17日までと、現在工事中となっておりますが、現時点では仕様書どおり順調に工事が進められていることを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： 今のご説明で、企業努力をかなりなされているということは理解できたのですが、そうすると、元々この予定価格の設定があまりにも高すぎたということはないのでしょうか。

平野課長： 予定価格の設定ですが、資料の中で、予定価格の記載がありまして、隣の制限価格には記載がございません。このことについては、先ほど申し上げた最低制限価格の設定ができないものでございます。積算基準に則った積算ができない場合は、予定価格を設定するに当たりましては、適正な市場価格を確認する必要がありますので、複数社から同じ仕様で見積りをいただいて、その見積りを吟味いたしまして、予定価格を設定します。

見積りをお願いした業者が、それに対してどのように積算されるかということによってくるわけですが、予定価格の設定自体は、今ほど

申し上げたやり方によりまして適正であると考えております。

なぜこのような価格差がでてきてしまうのかと言いますと、今ほどの説明にもありましたが、機械・機器が価格の大半を占める場合は、その機械・機器をいくらで調達できるのかで、入札額がかなり変わってくると思います。その物の価格も取引先によって変わる場合もありますし、時点の違いによって価格の違いというものもあると思います。それがそっくりそのまま見積結果にも出ていていると見ておりまして、確かに今回の入札結果を見ていただきますと、落札業者が一番安いですが、2番目、3番目の入札額も多少は価格差がありますが、近いところで価格が出ていると考えた場合は、今回の工事の機械・機器は、冷却塔だと思いますが、実際に工事が近づいた時に改めて見積った結果、安い価格が出てきたということではないかと推測しております。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

岩井委員： 今回の件に関してですが、最低制限価格を決める場合に、積算できない場合は、最低制限価格を設定しないという理解でよろしいでしょうか。

鋤柄副課長： そのとおりです。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければNo.3の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.4の案件に移ります。No.4 リージョンプラザ上越中央監視システム更新工事は、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

#### 《No.4 リージョンプラザ上越中央監視システム更新工事》

鋤柄副課長： 4件目の案件は、リージョンプラザ上越中央監視システム更新工事です。工事場所は、下門前地内にあるリージョンプラザ上越で、工期は、令和3年6月30日から令和3年9月30日までの93日間です。主な工事内容は、空調用の中央監視システムの更新工事で、予定価格は1,257万8,000円、税込みで約1,380万円となります。発注方法は、随意契約となっております。池田委員からは、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出していただいておりますが、その理由につきましては、本工事は空調の中央監視システムの一部の改修工事であり、一連のシステムとの整合が不可欠なことから、適切な施工を行うためにはそのシステムを熟知している必要があります、このことが、上越市財務規則第135条第3項第2号の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするときと認められることから、既存システムに精通している菱機工業(株)との随意契約といたしました。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

す。

池田委員： 随意契約の場合は、1 者の見積りなのですが、2 社以上ということではないのでしょうか。

鋤柄副課長： 一者随契の場合は、基本的には1 者からの見積りとなります。

平野課長： 補足をさせていただきます。随意契約は、入札で業者を決定しないものです。そういうものの発注を全部含めて随意契約といいます。随意契約にもいろいろあります。法令などで定められていますが、一定額以上は入札することとなっています。その額を下回った場合は、入札する必要はございませんが、より良い物をより安くということで、基本的には価格競争をするということになっておりますので、そういう場合は、2 社以上から見積りを取って競争によって相手方を決めていく随意契約もあります。今回のリージョンプラザ上越の中央監視システムの更新については、システムが独自のものといいますか、設置設定した業者でないといえませんか、仮に、他の業者が工事を行った場合は、より一層時間とお金がかかるということがございますので、その業者しか施工できないことが明らかかな場合は、見積を徴取する先も、その相手方1 者となってしまいます。ただ、担当課の方でも価格設定に当たりましては、交渉する中で、十分精査した内容になっていると考えています。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

井部委員： 選定理由にあるように、既存のシステムに連動させるということで、こちらの業者を選んだということなのですが、このシステムが、あとどのくらいの使用を考えているのか分からないのですが、このシステムを入れた業者だからという理由だと、今後もこの業者に限定されると想像したのですが、半永久的にこのシステムが使われるのであれば、この先もこの業者をお願いすることになるのでしょうか。

平野課長： 今回の工事は、システムを部分的に更新いたしますが、今後どのくらいの使用を見込んでいるかにつきましては、担当課から説明をさせていただくこととしまして、半永久的に同じ業者にお任せすることになるのかにつきましては、今回は、部分的な改修でございますので、改修をしない部分、既存の部分との整合を図る必要がありますので、既存のシステムを知っている業者若しくは同様の技術を持っている業者をお願いせざるを得ないということになってくると思います。よほど簡単なシステムであれば別だと思いますが。いずれは全面的に更新をする時期が来ると思います。全面改修で、既存のシステムに縛られない場合は、十分競争は成立すると考えますのでご理解をいただきたいと思います。

用地管財課 草間主任： 耐用年数という観点でのご質問かと思いますが、基本的に機材の保証期間は、約 10 年と聞いております。今年度の工事ですので、今後 10 年間は保守ができると思いますが、あくまでも一部の改修でございますので、そ

の他の機器は、建設当時の物でございます。そちらの方の不具合、故障等に対応した時に、全体として見直しをかけて10年以内に再度改修ということも考えられると思います。

今本委員長： 今、何年くらいの施設なのでしょうか。

用地管財課 今の機械全体といたしましては、建設当時の物で、昭和59年9月竣工の

草間主任： 機械になります。

今本委員長： 結構古い感じですね。全面的な工事も結構近いのではないかという気がします。今回は部分的な更新ということですが、全面更新と部分的な更新を選択するに当たっての基準はあるのでしょうか。昭和59年の機械であれば電気代もかかるのではないのでしょうか。

用地管財課 空調機システムとしては、まだ動きますが、中央監視システムについて

草間主任： は、時々不具合を起こしていた状況でございますので、今回更新させていただいたということです。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、今、14時30分を過ぎたところですが、40分まで休憩といたします。40分から再開しますので、よろしくをお願いします。

《休憩》

《再開》

今本委員長： それでは、議事を再開します。

続きまして、No.5の案件に移ります。No.5春日新田東排水区雨水排水ポンプ実施設計業務委託は、落札率が低いのはなぜかとの理由で抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

#### 《No.5 春日新田東排水区雨水排水ポンプ実施設計業務委託》

荒川係長： 抽出案件No.5は、春日新田東排水区雨水排水ポンプ実施設計業務委託です。本業務は、春日新田2丁目地内にあります、春日新田2号排水樋門排水ゲートポンプの基本設計・詳細設計を行う業務となっております。履行期間は、令和3年6月9日から令和4年3月20日までの285日間となっております。契約方法・指名業者の選定については、指名競争入札の方法により、市内営業所業者で下水道の建設コンサルタント業務の実績を加味して指名業者を選定いたしました。当該業務については、国や県の積算基準がないため、設計を行わず、業務に精通している業者の参考見積書に基づいて予定価格を定めており、最低制限価格は設けておりません。入札結果については、最低入札金額が予定価格の85%を下回ったため、最低入札額を提示した(株)日建技術に対し、6月9日に低入札価格調査を実施し、調査の結果、積算内容等に不適切な点が見当たらなかったことから、落札決定をいたしました。今回、池田委員から落札率が低いのはなぜかとの理由か

ら、抽出いただいております。先ほどご説明申し上げたとおり、最低入札金額が予定価格の85%を下回ったことから、低入札価格調査を行っております。調査では、仕様書の内容を正確に理解しているか、経費の計上漏れはないか、下請・外注を含め無理な経費の圧縮は行っていないかなどについて聴き取りを行い、入札金額の積算内容が仕様書を網羅していること、無理な経費の圧縮は行っておらず、利益を見込んで積算していること、業務は外注せず全て自社で行うことを確認しております。低価格となった理由については、過去に類似する設計業務の受託実績があり、得意分野の設計であることから、企業努力により金額を低減できたとのことであります。本業務の履行期限は、令和4年3月20日までとなっておりますが、現時点では仕様書及び担当課の指示どおりに業務が進められております。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

上原委員： 今回落札した業者の入札金額と、12番目の業者の入札金額に、非常に大きな差がありますが、ここまで差が出るケースは、頻繁にあるものなのでしょうか。

荒川係長： 頻度ということ言えば、私の知る限り、このようなケースは、少ないものと思っています。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければNo.5の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.6の案件に移ります。No.6 新型コロナワクチン接種会場設営・撤去（くびき希望館）業務委託は、他の接種会場の設営・撤去業務委託と比較して落札率が低いのはなぜかとの理由で抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

#### 《No.6 新型コロナワクチン接種会場設営・撤去（くびき希望館）業務委託》

石野係長： 6件目の案件は、新型コロナワクチン接種会場設営・撤去（くびき希望館）業務委託です。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市民のワクチン接種を実施するに当たり、会場の設営と撤去を行うことを目的とし、期間は令和3年4月26日から翌年2月28日までの309日間であります。契約の方法は、指名競争入札で、業者の選定につきましては、広告の企画、催事の企画運営等を希望する業者のほか、当該業務の履行が可能と思われる業者を選定しているものであります。予定価格は、業者の参考見積を基に設定し、落札率は47.3%となっております。今回、抽出いただいた理由

が、他の接種会場の設営・撤去業務委託と比較して落札率が低いのはなぜかということですが、最低入札額が85%を下回ったため、低入札価格調査を実施し、理由を確認したところ、「他の会場は複数回の設営が必要であるが、1回であるため、費用を抑えることができた」「当該業務を請け負いたいという意欲が強く、最大限の企業努力をした価格を算出した」との報告を受けました。なお、当該業者は、同様の業務委託が6か所ありましたが、4か所受注しております。なお、業務については適正に履行されていることを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： この落札業者が落札した他の会場に比べ、このくびき希望館の会場だけ落札率が47.30%と低くなっているのはなぜでしょうか。

石野係長： くびき希望館以外につきましては、複数回の設営が設定されておりまして、くびき希望館については1回の設定であったということと、また、意欲も強く、頑張っていたいただいたとの報告を受けております。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私から一点よろしいでしょうか。回数の説明がありましたが、ほかの所と比べて落札率が低いのはなぜかということですが、ほかの会場については、どのくらいの落札率だったのか確認させていただければと思います。

石野係長： 1件1件の落札率は、今、資料がないので申し上げることはできませんが、6案件の平均で約80%の落札率だったと思います。

今本委員長： 1回で設営が済んだというのは、新型コロナワクチンは、2回打つと思いますが、ほかに施設の利用申込みがなく、そのまま設営しておいても大丈夫だったという理解でよいのでしょうか。

健康づくり推進課  
新型コロナウイルス  
ワクチン接種事務室  
市川主任： 施設の借用のこともございまして、くびき希望館については、年間を通して借りることができましたので、1回だけの設営、1回だけの撤去という形になりました。接種回数が2回とのお話がありましたが、他の会場ですと、例えばオーレンプラザや柿崎コミュニティプラザでは、6回、8回の設営・撤去の頻度があったわけですが、施設の借用の関係もありまして、設営・撤去の回数に差が出て、金額にも差が出たということがございます。

今本委員長： もう1点お聞きしたいのですが、見積りを取るときに設営と撤去の回数を明示して見積りを取るものなのでしょうか。

健康づくり推進課  
新型コロナウイルス  
ワクチン接種事務室  
市川主任： 会場となる施設側と調整して、押さえることができる期間などを確認した上で仕様書を作成しています。

今本委員長： そうであれば、初めからくびき希望館は、1回の設営で済むということ

で見積りを取ったという理解でよいのでしょうか。

健康づくり推進課  
新型コロナウイルス  
ワクチン接種事務室

市川主任：

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければNo.6の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.7の案件に移ります。No.7 新地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類作成等支援業務委託は、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.7 新地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類作成等支援業務委託》

石野係長： 当業務は、平成27年に国から全国の地方公共団体に対し、固定資産台帳の整備と複式簿記を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準に基づく財務書類等の作成が要請され、その統一的な基準に基づいた、固定資産台帳の更新及び財務書類を作成するもので、期間は令和3年4月30日から翌年3月30日までの335日間であります。契約の方法は、随意契約です。予定価格は、落合公認会計士事務所の参考見積を基に設定し、落札率は100%となっております。本件の抽出理由が、随意契約が選択された理由を確認したいということでございますが、落合公認会計士事務所は、国の機関や地方自治体に対し、固定資産台帳などの整備を前提とした財務書類の作成を始めとする、財務全般の業務支援を専門的に担っており、基準モデルによる財務諸表を先進的に導入した地方自治体に対する技術的な支援などの実績が豊富にあること。また、上越市は、当会計事務所に、平成27年度から、固定資産台帳の整備支援業務や財務書類作成における業務支援委託などを発注しており、継続的な支援が可能となること。そして、上越市入札参加資格業者のうち、当該業務を担えるのは上記業者のみであること。以上の理由から、市の財務規則第135条第3項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当すると考え、落合公認会計士事務所との随意契約といたしました。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。非常に基本的なところの確認で恐縮ですが、落合公認会計士事務所は、上越市内にある事務所ということでよいのでし

ようか。

石野係長： 所在地は東京都になります。

今本委員長： 東京都で、こういうことを手掛けている所がこの事務所しかないということでしょうか。

石野係長： そのとおりです。入札参加資格者の中で、この落合公認会計士事務所しかないということです。

今本委員長： そうであれば、全国の地方公共団体が、この事務所に委託しているということですか。

石野係長： 当市の入札参加資格がある業者では、この事務所しかないということです。入札参加資格がある業者のうち、ここ事務所しか行うことができないということです。

今本委員長： この事務所が、入札参加資格を得ている唯一の業者だということでしょうか。

石野係長： そのとおりです。

今本委員長： ほかの会計事務所などはこのような状況を知っているものなのでしょうか。ほかの自治体では、こうした業務を随意契約にされているのか非常に気になったのですが。

財政課 この会計士事務所については、ほかの公共団体の業務についても同じように受注されておりまして、倉敷市、富山市、新潟市、旭川市、千葉市、といった所で受注されておりまして、この自治体でも基本的には一者随契をされていると聞いております。

今本委員長： 分かりました。他に何かありましたらお願いします。

井部委員： 一者だけしかないということだったのですが、このような場合は、予定価格が適正かどうか、相場などをどのように判断されているのでしょうか。

平野課長： 予定価格の妥当性の判断ですが、一者随契ではございますが、複数年、過去からこの間、業務を行っていて、会計の固定資産台帳に登録することを前提にした整理ということですので、内容はその年によって大きな差があるということも余りないのだろうと思います。したがって、昨年、一昨年、その時の業務量に近いものとの比較の中で、これは妥当であるということ判断しているということでもあります。

井部委員： 分かりました。

今本委員長： そうであれば、最初に随意契約した時の価格が基準になっているということですか。

平野課長： そこまでは確認しておりませんが、おそらく最初は価格等も含めた中で、会計整理などの委託の内容について、どこまでどの程度できるのかなどの交渉があって、決まってきたものと思っております。当初は受託できる所が何社かあったのかもしれませんが、おそらく当初から一者だったのだろうと思います。また、他市の業務を受託しておりますので、こうした状況

や価格面も含めて検討した結果、妥当であるという判断があったものと思われま

今本委員長： 分かりました、ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければNo.7の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.8の案件に移ります。No.8 城山浄水場大規模改修事業発注支援業務委託は、落札率が低いのはなぜかとの理由で抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

#### 《No.8 城山浄水場大規模改修事業発注支援業務委託》

ガス水道局 総務課 城川係長： それでは、No.8 城山浄水場大規模改修事業発注支援業務委託について、説明いたします。業務場所は大字灰塚地内、履行期間は令和3年4月26日から令和4年3月15日までの324日間、概要は令和3年度発注予定の城山浄水場大規模改修事業における発注支援業務を委託するものです。契約方法は指名競争入札、選定理由は資料に記載のとおりです。予定価格は税抜き1,527万円、落札率は55.66%でした。委員による抽出理由は、落札率が低いのはなぜかとのことでした。まず、本業務委託の予定価格の算出方法についてご説明いたします。本業務の担当課では、契約事務の手引きに基づき、本業務委託の参考見積りを複数者から徴取し、そのうちの最低価格を設計額とし、予定価格はその最低価格と同額としました。具体的に申し上げますと、3月に網掛けをした2者から参考見積を徴したところ、1の㈱NJSが税抜きで2,066万円、2の㈱中央設計技術研究所が税抜きで1,527万円の提示があり、2者のうちの最低価格である㈱中央設計技術研究所の1,527万円を設計額とし、同額を予定価格としました。その後の入札における入札額については、資料に記載のとおりでございます。なお、落札者である㈱NJSの入札額は、予定価格の85%未満であったため、低入札調査を実施したところ、同社によれば、平成30年度に本業務に関連する城山浄水場更新計画策定業務委託を担当した経緯があること、また、同種業務の実績を多数有していることから、参考見積時に比べて応札時に大きく減額することができたとのことでした。事業者の立場からすれば、発注時期が不明であり、実施体制の詳細も固めていない中で、標準的な価格を提示することが推察され、そのことが落札率の低下につながったものと考えております。現在のところ、工程どおり仕様書に従って進んでいると報告を受けております。説明は以上です。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたら

らお願いします。

全委員： （意見なし）

今本委員長： なければNo.8の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.9の案件に移ります。No.9漏水調査業務委託は、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

#### 《No.9 漏水調査業務委託》

城川係長： No.9漏水調査業務委託について、説明いたします。業務場所は上越市内各所、履行期間は令和3年5月6日から令和4年3月15日までの314日間、概要は上越市内の需要家全てについて、量水器に漏水音自動判別式電子音聴器を当て、漏水の有無を調査するものです。契約方法は随意契約、選定理由は当局の料金徴収業務を受託している業者を選定しました。予定価格は税抜き236万9,400円、落札率は100%でした。委員による抽出理由は、随意契約が選択された理由を確認したいとのことでした。本業務委託の内容は、水道を使用していないときに、水道メーターに漏水音自動判別式電子音聴器、音を聴く機器と書きますが、これを当てて、ボタンを5秒間押すことで測定結果を記録させ、漏水の有無を調査するものであり、1件当たりの作業時間は2～3分かかります。一方、水道メーターは、毎月、地域によっては2か月に1回、使用量の検針を行っており、その検針業務は、当局の料金徴収業務に含め、本委託業務の契約業者と同じ業者である新潟サンリン(株)上越支店に対し、令和2年度から令和6年度までの5年契約で委託しているところであります。局といたしましては、本委託業務の内容や委託場所1件当たりの作業時間等を考慮すると、本委託業務を料金徴収業務の委託先である事業者が水道メーターの検針時にあわせて実施することによって、委託料を抑えられることが明白であり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するため、随意契約としたものであります。

今本委員長： ありがとうございました。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： 確認ですが、料金徴収業務を受託している会社は、新潟サンリン(株)のみということでしょうか。

城川係長： そのとおりです。現在、新潟サンリン(株)に委託しております。

池田委員： 1者でしょうか。

城川係長： 全市内を1者に委託しております。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私からよろしいでしょうか。その1者に料金徴収業務を委託しているのは、競争入札で決まったということでしょうか。

山田課長： プロポーザル方式で、事業者から提案を受けまして、資格や経験を踏まえて、応募の基準に達している会社をまず決定します。その後、プロポーザルですので、事業者から提案いただく場を設け、価格も含め、委託業者を市の職員で選定いたしました。ちなみに、料金徴収業務委託につきましては、5年契約ですが、前のタームについても同じようにプロポーザル方式で行っています。今回の委託期間の令和2年度から令和6年度につきましては、募集の結果、新潟サンリン㈱1者のみ提案あったということです。その中で十分に受託いただける資質があるということで、金額も含めまして、契約を交わさせていただいたという状況でございました。

今本委員長： 今ほどの説明で、プロポーザル方式で、今回の応募は1者ということですが、料金徴収業務でプロポーザル方式が採用される場合に、業者の提案に違いが出てくるとすれば、どういうところにあるのでしょうか。

山田課長： 応募のあった業者の中には、自社で開発したシステムを用いてこんなことができますという形で提案された業者もいますし、料金システム自体はガス水道局が用意しますので、そのシステムを運用していくという業者もいました。

新部副課長： このほかに、営業時間について、現在は、土曜日は5時まで、平日は7時までとなっていますので、もっと遅い時間まで、また、日曜日も営業するなど、その辺は業者によって工夫の余地があると思います。また、料金センターという業務をしていただく所があるのですが、そこに内勤の職員を置くか、その辺のやり繰りですか、工夫の余地があると思います。

今本委員長： 分かりました。今回は、電子音聴器を当てて漏水の調査をするということですが、どの業者でもできそうな気がするのですが、この業者でなければできないという合理性はあるのでしょうか。

山田課長： 水道メーターの検針は、皆様のご自宅にも検針員がメーターを見て、上越市ですと、必ずどのメーターにも1か月に1回あるいは2か月に1回検針に行きます。それとは別の業者にお問い合わせになると、人件費などが発生してきます。検針員が行った先でこの漏水調査をプラスアルファで行うのと、別の業者が別の人を使って行うのとでは、人件費に必ず差が出てきて、ガス水道局にとりましては、非常に高いコストで業務をお願いすることになります。新潟サンリン㈱の場合は検針時にでき、別の業者は別途、人を手配することになりますので、競争にさらすという性格のものではないということで1者随契とさせていただきました。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければNo.9の審議は以上で終わりたいと思います。

続きまして、No.10 の案件に移ります。No.10 中圧ガスメーター購入は、随意契約が選択された理由を確認したいということで抽出いただきました。事務局から説明をお願いします。

《No.10 中圧ガスメーター購入》

近藤主任： 続きまして、No.10 中圧ガスメーター購入について、説明いたします。中郷区内の事業所で新たに中圧ガスの供給を開始することから、当該事業所の依頼に基づき検針に使用する中圧ガス用のメーターを購入するものがあります。納入場所は中郷区藤沢地内、納入期限は令和3年4月21日から令和3年7月13日までの84日間、契約方法は随意契約、選定理由は上越市物品入札参加資格者名簿のガスメーターを希望する市内本社業者及び準市内業者のうち、納入期限までに納品が可能な業者を選定いたしました。予定価格は税抜き120万7千円、落札率は95.03%でした。委員による抽出理由は、随意契約が選択された理由を確認したいとのことでした。今回依頼のあった事業所とは、令和2年度以前から令和3年8月に中圧ガスの供給を開始することに向けて協議してきたところであり、当初のスケジュールでは、令和3年4月下旬に発注手続きを行い、令和3年5月中旬に指名競争入札により納入業者を決定する予定でした。しかし、今年度に入ってから、事業所側から、中圧ガス供給後の機器の試運転調整に一定の期間を要するため、当初の予定よりも早い6月中旬までに中圧ガスメーターをメーター製作工場に納品してほしいとの依頼がありました。このため、本件中圧ガスメーターを納期限までに確実に納品可能な業者を調査したところ、確実に納品が可能であるとの回答があったのが、敦井産業(株)上越支店の一者のみであり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するため、随意契約としたものであります。

今本委員長： ありがとうございます。池田委員から何かありましたらお願いします。

池田委員： 納入期限には間に合ったのでしょうか。

近藤主任： 納期限までに納めております。

今本委員長： それでは、只今の事務局の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： なければNo.10の審議は以上で終わりたいと思います。以上で本日の案件の審議は終了となります。

次回、令和3年度第3回会議の審議案件の抽出者については、井部委員となっております。前回、第1回会議におきまして、委員のお名前の50音順に案件の抽出を担当いただくこととして、ご了承いただいております。

井部委員、いかがでしょうか。

井部委員： 分かりました。

#### 【閉会】

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、事務局から何かありますでしょうか。

平野課長： 次回の会議につきましては、12月下旬頃を予定しておりますが、県内・市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、委員長とご相談をさせていただき、開催の有無を決定させていただきたいと考えております。

次回会議の案件抽出のご担当となりました井部委員には、改めて事務局からご連絡させていただきます。よろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

## 9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：[keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp](mailto:keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。